

第7回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日 時：令和2年6月8日（月）13:30～14:30

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11 人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第7回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料1 県内外調査の取扱いについて（参考資料）

資料2 条例の方向性についての現時点での整理

資料3 条例の総則的部分（理念部分）の検討事項について

参考資料

田中座長

それでは、お疲れ様でございます。ただ今から、第7回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催いたします。

本日はまず、三重県における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除等の状況を踏まえ、当検討会における県内外調査の取扱いについて協議をいただきたいと思っております。

まず、資料1として、県内外調査の取扱いをご協議いただく参考とするため、令和2年5月13日の災害対策会議における常任委員会等の県内外調査の取扱いについての決定事項と、委員会の少人数の委員による委員派遣、県内調査ですけれども、の実施方法についての申し合わせを取りまとめた資料をご用意させていただきましたので、事務局に説明をさせます。

また、前回の検討会でご意見のありましたWeb会議形式による関係者等からの意見聴取についての検討結果についても、併せて事務局に説明をさせます。

袖岡政策法務監

それでは、資料1をご覧いただきたいと思っております。

これは、災害対策会議の概要でございますけれども、下線部分でございますが、「行政部門別常任委員会以外の委員会を含めて、特段の事情のない限り、県内外調査を原則として本年9月末まで見合わせることにし、10月以降の調査については、9月4日開催予定の代表者会議を目途に実施の可否等について改めて協議し、方針を決定する」「10月以降の実施では時期を逸してしまう場合は委員会で調査先や調査時期を慎重に検討の上、県内外調査を実施」するということで、決定をいただいたところでございます。

続きまして、裏面でございますけれども、これは、委員会の少人数委員による委員

派遣に関する申し合わせでございます。1、2は飛ばさせていただきますして、3の「実施方法」をご覧いただきたいと思います。「(1) 派遣日数」は、日帰りの調査とする。「(2) 派遣人数」ですが、下限は2名以上、上限は5名以下とし、同一会派の委員のみとしない。「(3) 書記の随行」については、書記は随行しないということになっております。過去の例では、委員の方がグループごとに報告書を作成していただきまして、それを委員会で報告をしたというふうな例がございます。続きまして、「(4) 交通手段」です。公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。「(5) その他」としまして、地元議員への通知は行わないということで、委員会のほうではこういうふうな申し合わせになっておるというところでございます。

それから、資料はございませんが、前回、Web会議に関して検討してほしいというふうなことがございましたので、その結果でございますけれども、Web会議につきましては、機材等も含めまして技術的には可能だというふうに考えます。ただ、その運用の面で少し課題がございますもので、そこにつきましては工夫をすればクリアすることは可能ではないかというふうに考えております。あと、やっぱり先方の調査先の方が、機材の準備とかも含めまして、そもそも調査を受けてもらえるか、そこはちょっと不透明な部分がありますもので、そこが一番課題ではないかというふうに考えております。以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明のとおり、常任委員会等の県内外調査の取扱いを前提としますと、秋頃に県内外調査を実施することとなりますが、それでは時期を逸してしまうと各会議体で判断する場合は、それまでに実施することも可能ということになります。

正副座長としては、県外調査については、全国的に緊急事態宣言が解除されたとはいえ、東京都等でいまだに新型コロナウイルス感染症患者が一定数発生し、「東京アラート」も発動されている状況や、長距離移動によるリスク等を踏まえ、原則どおり、秋頃に実施することが適切と考えております。

一方、県内調査については、県内においては4月24日以来、新たな新型コロナウイルス感染症患者が発生していないといった状況も考慮した上で、先日来のご議論において、条例の方向性を決めていくためには県内の実態を調査することが先決であるとの意見が大勢を占めており、条例案の検討のために県内調査は喫緊の事項であると考えております。10月以降の実施では時期を逸してしまうと判断し、万全の対策を講じ、相手方の了承を得た上で、できるだけ早い段階、7月頃を目途で実施すべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、前回の検討会では、少人数のグループに分かれての実施を検討してはどうかとの意見もありましたので、県内調査を実施する場合に、全員での調査とするのか、少人数のグループに分かれての実施にするのかについてもご協議をお願いいたします。

す。仮に少人数のグループに分かれて実施する場合には、先ほど事務局から説明のあった「委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の実施方法についての申し合わせ」に準じて、実施することになるかと思えます。

なお、Web会議方式による関係者等からの意見聴取については、技術的には可能とのことでしたが、県外の先進条例制定県の関係者等を想定したものと考えておりました。現時点ですぐに実施に向けて検討を進めるのではなく、今後の調査の進展の中でその必要性も含めてご検討いただくこととしたいと思っております。

この点も含めて、本検討会における県内外調査の取扱いについて、委員の皆様方からご意見をよろしく願います。

濱井委員

全員で、座長を含めて11名ですね。おそらくといいますか、3班、4班ぐらいに分かれて行けばどうかなと思うんですけども、委員会ではなく検討会ですので、議員派遣という形にはならないんですよ。

田中座長

議員派遣になります。

濱井委員

なりますか。そうですか。議員派遣で行くとして、委員全員で行う県内調査を補完するものであるということなんですけれども、このご時世ですので、全員で行くのはなかなか難しいと思うんですよ。ここでは委員全員で行う県内調査を補完するというようになっていきますけれども、少人数で行って、ここで報告をし合って、皆さんでご検討いただくという形で、委員全員で行う県内調査の補完という考え方で、やっていたらどうかなと、私はそのように思います。それが、明確な調査目的とか必要性になってくるのではないかなと思うんです。

田中座長

はい、ありがとうございます。濱井委員から、先ほど事務局のほうからご説明いただきました資料1の「3 実施方法」のところを触れていただいたと思うんですけども、グループ分けで行ったらどうかというご意見をいただきました。

中森委員

グループ分けのご意見をいただきました。選択肢は、この申し合わせでいくと、例えば4班ですと、3人、3人、3人、2人で、2人のグループが出てくるんですよ。3班ですと、4人、4人、3人。2班ですと、5人、6人になってしまうと思うんですよ。この申し合わせでいくと、5人までということで、選択肢は3班しかないんじゃないかなというふうに思います。5人以下とし、同一会派の委員のみとしないとな

ってくる。2名以上とはなっていますが、2名で行くと、もしその委員の都合が悪くなると成立しないことになりますので、万が一のことを考えますと、選択肢は3つの班にならざるを得ないのではないかなと思います。2班が望ましくても、6人が出ちゃうんです。そういうことかなというふうに分析をしますけどね。そんな感じで、皆様方のご判断によるのかなというふうに思います。まあ、行く場所が複数あるかによって、それは必要に応じて班分けが必要ですし、行く場所に応じてお許しをいただければ、全員で行ってもいいところがあれば、それはそれで成立するのかなと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。ちょっとご意見いただいている中申し訳ないんですけども、まず始めに県内調査を先行していくということに対しまして異論はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

はい。ということで、県内調査を先行してやるということでお願いしたいと思います。

濱井委員

確かに2人ではなかなか、そういうケースもあるでしょうから、最低3人でということになりますと、3班、3、4人でということになりますよね。それでいいと思います。これは日帰りということですよ。場所は、これから決めていただくんですかね。その場所の数によっても多少は流動的ですので、人数だけで決められないところもありますけれども、大体3人か4人ぐらいが妥当かなと私も思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。グループ分けという意見が出ておきまして、3班がどうかということですけども、そうなりますと書記さんは随行されないということで、段取りを全部こちらでしないといけないということになりますけども、そこらを含めてご意見がございます方、お願いします。

今井委員

この委員派遣は、1人1回なのか、1人が2回行くというのも承認されるのかというのはどうですか。というのは、常任委員会で県内視察は大体日帰りで2回あって、1回につき2、3か所に行くと思うんですね。常任委員会で県内視察というと、1人の委員が4か所から6か所に行くという形になると思うんですけど、今回、例えば3班に分けた場合に、1人1回しか行けないのか。1回当たり1日に2か所か3か所という形になるのかなと思うんですけども、3班に分けて、委員が3つに分かれて、2、3か所に行ければ、常任委員会で行く回数は十分クリアできる、1人当たりの行ける

場所数はちょっと減っちゃいますけれどもという形になるんで、その辺、委員派遣というのがどの程度の回数まで承認が得られるものなのかというのもちょっと大事になるのかなと思います。ということで、3班やったら3班、少人数に分けて1回行けばいいということなのか、2回に分けてというのものもあるかもしれませんが、各委員さんのいろんなお考えがあるので、その前提として、委員派遣というのはいかなる程度まで認められるものか、どういう申し合わせになっているのか、教えてもらいたいと思います。

田中座長

議員派遣になるということなので、議決が得られれば、数に制限はないということでございます。

今井委員

そうすると、両委員のお話を聴いて、僕もそうなんですけど、3班ぐらいに分かれるのが、この申し合わせにも合うのかなと思うんです。それで、3班に分かれて、各委員は1回、1日だけ行くのか、2回行きたいのかというのは、ちょっと各委員さんのほうで、おそらく1日最大、現場に行けたとしても、2か所から3か所ぐらいのかなというふうに思いますので、その点でその辺はどうかということにも関係してくるんじゃないかなというふうに思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。今井委員からもグループ分けをして行ったらどうかという話がありました。グループ分けという話が多いように思うわけですがけれども、他にご意見のございます方。

山本（佐）委員

先ほど中森委員から、もし先方の許しが得られれば全員でもという話があって、私もやっぱり何か共通の体験をして、そして皆さんの多角的な意見というのも聴きたいなという思いもちょっとはあります。ただ、少人数で分けたらいろんなところに行けるというのものもあるんですけども、なので、やっぱりまず何を視察に行きたいのかというのを明確にしていかないと、視察ありきみたいなことに今はなっているので、そのところからやっぱり入っていききたいなというふうに思います。以上です。

田中座長

はい、ありがとうございます。何を視察するのか、まずそこから入っていったらどうかというご意見をいただいたというふうに思います。ということは、確認ですけども、グループで行っても差し支えないという理解でよろしいですかね。

西場委員

先ほど山本委員が言われたように、何を調べるのかという目的が一番大事であって、県内の木材市場の調査が必要となったときに、例えば、伊賀方面と松阪地区に分かれて行くとか、あるいは大型の製材工場の見学を目的にして、同じ時期に全員で行くより2つ、3つのグループに分かれて行ったほうが効率がいいとか、あるいは全員で行ってもいいと思います。いろいろと意見も出てきているので、あとは正副座長でまとめてもらえればいいと思います。

田中座長

わかりました。先ほど西場委員、山本佐知子委員も言われましたけれども、まず何を視察するのかというのを、正副座長で案を出していただきたいというお話でございましたが、皆さん方の意見を踏まえて、また正副座長案を出させていただきたいと思います。ほかにご意見のございます方。

杉本委員

皆さんがおっしゃるとおりでいいと思うんですけども、先ほどの今井委員のお話も加味すると、全体で情報共有するために1回、北から南まで三重県広うございますので、分かれて1回というような案もできないことはないということでも理解させてもらっていいですか。正副座長のほうでいろいろ検討した結果、全体でというのも必要だし、各所も必要だしということになれば、そういう形も出てくるという理解でいいですかね。

田中座長

はい。わかりました。全体で1回、またグループ分けて1回程度行ったらどうかというご意見でよろしいですか。

杉本委員

何を視察するかという中身によりますけれども、形式としてはそういうのも可能ですねということです。中身が先ですけど。

田中座長

具体的な調査先の例について先ほど西場委員もおっしゃられましたけども、他に具体例がありましたら、またご意見をいただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

今井委員

その前にすいません。僕も開催方法について、今、杉本委員が言ってもらったように、全体で1回と、分かれて1回がいいかなと思います。というのが、ここにあるよ

うに、公共交通を原則使用しますが自家用車でも行けるということで、11人集まった時の先方での「密」を防げば、移動中の「密」はほとんどないと思いますので、先方の方のご了解をいただき、先方の調査先で「密」にならないような形ができるのであれば、やっぱり全委員さんと一緒に見させてもらえる機会も是非一度、正副座長のほうで私もご検討いただきたいなというふうに思います。

その上で、視察場所について、もう西場委員が言っていたんですが、私自身も、木材市場、例えば谷川委員がこの前から言ってもらった熊野のほうの木材市場のそういう大きな市場が開催される時の実際の活気はどうなんだとか、問題はあるのかとか、現場の人が多く来られるので、そういった場所、これは熊野のみならず、美杉のほうでも市場の日であったり、市場のほうでそういう催しがあるときなんか、先方さえよければですけど、実際の現状、いろんな立場の人が来られて、いろんな調査ができるんじゃないかというふうに思いますし、木材加工の場所、こういったところも是非調査をさせていただければというふうに思います。もう一つ言わせてもらおうと、そもそも前回行かせてもらう予定だった県内調査も必要なので計画をしてもらったと思うんですけど、例えば、先進事例みたいな形で、保育も含めた学校関係と、民間の先進的に木を多く使ってもらっているようなところ、そういう学校現場と学校以外のそういう形のものというの、先日来参考人招致で来ていただいた設計士の方々はやっぱりいろんなところも知ってもらっているかわかりませんのでアドバイスをいただきながら、見れたらなというふうに思います。だから、川上から川下までを、ある程度その立場を分けてやっていらっしゃる方のところへ調査に行ければなというふうに思います。

田中座長

具体的なお意見、ありがとうございます。木材市場、また木材加工場、あとまた先進事例で学校関係、また民間というご意見をいただきました。ほかにご意見のございます方。

濱井委員

やっぱりこれから、この条例の対象や関係事業者、林業事業者とか木材産業事業者とか建築関係事業者とかに分かれてきますけれども、そういったところもどこか行っておくべきだと思いますし、谷川委員が言われているように、県産材をどういうふうに考えるかという話もありますし、加工したものも含めていくとかですね。ですので、やっぱり端のほうのところも見ておきたいなという気がしますので、今井委員がおっしゃったようなことに賛成いたします。

田中座長

ありがとうございます。具体的なお意見をいただきました。
時期としては7月頃目途でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

よろしいですか。7月頃ということで正副座長案をまた改めて提出をさせていただきたいというふうに思います。ほかにご意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

ほかになれば、それでは、県外調査は秋頃に実施するという一方、県内調査については、できるだけ早い時期、7月頃を目途に実施をするということで、正副座長案を次回、提出させていただきます。

また、グループに分けることについてのご意見というのはいかがでしょうか。グループ分けの方法とか。

(「正副座長一任」の声あり)

一任でよろしいですか。それでは、正副座長に一任をいただくということでお願いいたします。具体的な県内調査の調査先についてのご協議なんですけれども、相手先の調整等もございますので、ここでいただいたご意見をもとに、後日、正副座長のほうで示させていただきますので、よろしくをお願いいたします。何かご意見がございましたらお願いいたします。

中瀬古副座長

皆さんから先ほど出していただいている部分もあるのかなと思うんですが、これまでの間に少し聴かせていただいていたところで、非常に新しい技術というのがあって、これまでも皆さんの中で公共の中で使って、扱っていくべきというようなお話もあった中で、例えば、学校でブロック塀が倒れて小学校の女子児童さんが亡くなられたというところから、それに代わるもので、木の塀、木塀の検討であったりということも国のほうでも言っておりますけれども、そんな中で、ご存知のとおり東京の高輪ゲートウェイ駅が新しくなって、その中で液体ガラスによる木材の改質技術というのが使われていて、それは液体ガラスを塗布する、いわゆる防腐に代わるものというところなんですけれども、そのような技術が、今度、松阪の松阪飯南森林組合の小径木の加工場のほうに設備が整ってくるらしいんです。それが新しい技術ということで、例えば、屋外で学校のそういうような木塀であったりとか、あと、公園の回りの塀とか、東屋とか、下の材とか、あと屋内も使用されるというようなことも聞いているんです。そういうところも最新の技術として見せてもらうというのはどうなのかなというふうに思いまして、それがどうも7月にその設備が完成する、今こういう状況ですので、というようなお話をちょっと聞いていますので、タイムリーにそれを見せてもらえるような、今、7月の話も出たんですけれども、ちょうど良いタイミングであれば、そういうところもちょっとその中に入れていったらどうかなというふうに思いましたので、意見として言わせていただきました。以上です。

今井委員

すみません。副座長から、液体ガラスのお話が出たので、一応今の流れを言わせて

もらっていいですか。今、津のある企業が、もう液体ガラスの倉庫ができて、今、設置の準備をしまして、今の予定でいくと6月中に窯のほうは2つとも設置が終わりまして、今、美杉の森林セラピーの看板を液体ガラスで作ってもらっている状況なんです。それらも6月中におそらく完成してくるかなと。窯ができるのが6月いっぱいだったので、ちょっと今、他県に送って、液体ガラスに含浸させて、こっちへできあがったものを持ってくるという形なんですけど。飯南さんは、その後になるんですね、窯の関係で。設置していただくのがちょっと後ろにずれ込む。飯南さんともそこでお会いさせてもらったんですけど。そういうことなので、もし必要であれば、すごく新しい技術で、テレビでも多く取り上げられて、高輪であるとか、隈研吾さんが非常にその技術といいますか、液体ガラスに期待を木材利用促進のために寄せてもらっているの、是非また正副座長のほうから、必要があり、皆さんがご興味があるようであれば、いつでも一応そういう調査はさせてもらいたいということは言っております。執行部の方も行ってもらう予定もしていますので、また必要であれば言っただけであれば、紹介はさせてもらいたいと思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。その節は、よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。なければ、先ほどのいただいたご意見を踏まえて、正副座長において調整をさせていただいて、次回の第8回検討会で改めて日程と調査先について決定をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本検討会で制定を目指す「三重県産材利用促進に関する条例（仮称）」の方向性及び今後の検討会の進め方について、ご協議を願います。

前回、委員の皆様方から、条例の方向性についての意見シートをご提出いただき、各委員の皆様から現時点でのお考えを表明いただきました。

それを踏まえ、資料2として、「条例の方向性についての現時点での整理」という資料を作成いたしました。これは、条例の方向性に係る各論点についての各委員の皆様の意見を現時点で最大公約数的に集約し、今後の更なる検討事項として考えられること等について付記したものであります。それでは、資料2について、事務局から説明させます。

袖岡政策法務監

それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。「条例の方向性についての現時点での整理」でございます。

まず、1の「条例制定の目的をどう考えるか」でございますけれども、この四角の枠囲みの中にございますような6点が挙げられておるかと思っております。1つ目が「森林の適正な整備に寄与することによる災害防止等の森林の多面的な機能の発揮」、これは「三重の森林づくり条例」の趣旨と同様と考えられます。2つ目が「林業や木材産業の振興」、3つ目が「地球温暖化防止をはじめとする環境負荷の低減」、4つ目が「持

続可能な循環型社会の構築」、5つ目が「木を使うこと自体の効用の発揮による豊かな県民生活の実現」、6つ目が「木の文化」の振興」というところで、この辺をどの程度盛り込むか、また、どこに主眼を置くかという形になろうかと思えます。

その下に※印がいくつかございますが、これは更に検討していく必要があるかなというふうなところかと考えております。1つ目の※印ですが、目的として、「川下」に主眼を置くべきか。どこまで「川上」や「川中」に関する観点をカバーするか。それから、2つ目の※印ですが、「ウッドファースト社会」ですとか、「SDGs」というキーワードを盛り込むかどうか。盛り込む場合には、どのように盛り込んでいくべきか。それから3つ目が、三重県らしさをどのように盛り込んでいくか。それから4つ目ですけれども、これらにつきましては目的規定ではなくて、前文でありますとか、基本理念のほうに盛り込むことも考えられるというところがございます。

次に、2で「条例の対象をどう考えるか」でございます。○印で「三重県の区域にある森林から生産された木材」、これが「三重の森林づくり条例」における「県産材」の定義でございますけれども、この利用推進にプライオリティを置きつつ、多くの県外産木材が県内で加工、販売等がされている実態ですとか、木材自体を使用することによる効用が大きいこと等を踏まえて、「三重県内で加工された木材」又は「木材」全般ですけれども、それらも本条例における利用推進の対象に加えてはどうかというふうなところがございます。

※印ですけれども、この「三重県の区域にある森林から生産された木材」に加える利用促進の対象としまして、「三重県内で加工された木材」にとどめるか、あるいはもっと「木材」全般までに広げるかどうかというところが今後の課題であるかと思えます。目的をどう考えるかによって、対象の範囲というのは変わってくるんじゃないかというふうに考えられます。それから、次の※印ですけれども、「三重県の区域にある森林から生産された木材」の利用促進についてのプライオリティを条例上どのように表現するか、これは技術的な部分ではございますけれども、表現の方法についての検討が必要かと考えてございます。

裏面のほうをご覧いただきたいと思えます。3といたしまして、「どのような類型の条例を目指すか」というところがございます。ここは「理念中心型条例」か「施策列挙型条例」かというふうなところでご議論をいただいたところですが、現段階では、そういう類型にこだわる必要はなくて、今後、調査・検討する中で内容を詰めていけばよいというふうなところかと思われます。

それから、4の「三重の森林づくり条例」との関係はどう整理するか」というところで、ここにつきましては、「三重の森林づくり条例」とのリンクを残した上での条例制定を行うというふうなところかと思えます。

※印ですけれども、条例の対象を、「三重県の区域にある森林から生産された木材」から拡大する場合は、「三重の森林づくり条例」とは対象となる範囲が異なるということでございますので、以前ご紹介しました「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」と「手話言語条例」というような関係のリンクはち

よっとできないのかなというふうには思われます。その場合には、条例の前文ですとか、目的規定ですとか、基本理念規定などにおいて、「三重の森林づくり条例と相まって」というふうな表現を使うか、あるいは「三重の森林づくり条例の基本理念を踏まえ」等の表現を用いるというふうなことが考えられるところかと思えます。

下に参考といたしまして、点線で囲ったんですけれども、1つ目が「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の関係でございます。2つ目に「相まって」の例といたしまして、「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」というのを挙げさせてもらっております。この下線の部分に「相まって」という表現がありまして、奈良県のほうでも、三重県でいいます「森林づくり条例」のようなものと、それから「安定供給及び利用促進」ということで県産材に特化した条例があるわけですけれども、それらの関係につきまして、下線部分ですが、「奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例と相まって」というふうな表現をしている例がこれでございます。この条例につきましては、以前、県産材の利用の促進に関する条例に関する他県の条例を集めた資料をお出ししたところなんですけど、その時点ではこの条例がまだできておりませんでして、3月に制定されたものですので、今回、条例自体を別に参考資料としておつけしておりますので、また適宜必要に応じましてご覧いただきたいと思えます。説明は以上でございます。

田中座長

はい、ありがとうございました。ただ今の説明のとおり、「どのような種類の条例を目指すか」という点については、前回の検討会において「現段階では、「理念中心型条例」、「施策列挙型条例」という類型にこだわる必要はなく、今後、調査・検討を進める中で内容を詰めていけばよいのではないか」という意見が出され、委員の皆様が多くが賛同されているというご様子でございました。

それを踏まえ、正副座長としては、今後の検討会の進め方として、条例の類型については現時点で決定せずに、県内調査と並行して、「理念中心型条例」と「施策列挙型条例」で共通している部分である「条例の理念部分」、いわゆる「条例の総則的部分」について、これまでの議論を踏まえ、内容の検討を進めていければと考えております。

そのような進め方でよろしいでしょうか。ご意見があれば、お願いをいたします。

濱井委員

今、座長からお話があったとおりで、私はいいと思えます。前回、そういう感じで皆さん、考えておったのかなと思えますので。全員がそろった意見はなかったものですから、これから調査を踏まえた上で、どういうふうにしていくかという段階じゃないでしょうかね。それでいいんじゃないかなと思えますけれども。今決めずに。

田中座長

ありがとうございます。濱井委員から、前回もこういう意見が出ましたので、これに沿っているのではよいかというご意見でございました。ほかにご意見のございます方。

今井委員

意思表示が大切なのであれば、私も一緒です。賛成です。

田中座長

はい、ありがとうございます。ほかにございます方。よろしいでしょうか。

それでは、そのように今後、進めてまいりたいと思います。

杉本委員

先ほどは類型の話だけだったものですから、ちょっと控えていたんですけども、資料2の「条例制定の目的をどう考えるか」という1ページのところについては、私は「川下」のっていうところとか、木を使うことの意義とか、そういうのは賛成なんですけれども、自分自身は、そのことのやっぱり大前提に、公共の建築物とか公的なところ、それから今、県のほうが事業所について「木づかい宣言」でやっている辺りのところが、既に公共建築物等の方針もあり、「木づかい宣言」という取組もある中で、今後どう進めていくかというのが前提やなと思っていて、県民の方にもっと使ってねと言うんやったら、やっぱり公がというところが、私は大前提としてあると思うので、その辺りのところを、※印の辺りなのか、1のところに加えておいていただくとありがたいなと思います。それを、どう条例の中で整理していくかというのは、前に今井委員が意見を述べられたときにもあったと思いますし、整理の仕方はいろいろあると思うんですけども、その辺りの視点は、やっぱり私としては一番大事にしているところなので、書き加えておいていただきたいと思います。

田中座長

ご意見、ありがとうございます。先ほどおっしゃいました杉本委員のご意見、ご提案も含めて、今後の議論の課題に載せていきたいというふうに思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、資料3として、条例の総則的部分(理念部分)の検討事項として考えられることをまとめた資料をご用意させていただきましたので、事務局に説明させます。

袖岡政策法務監

それでは、資料3をご覧いただきたいと思います。「条例の総則的部分(理念部分)の検討事項について」という資料でございます。各理念部分に書くような項目について、少し整理をした資料となっております。

まず、「前文」でございますけれども、そもそも前文を設けるかどうかというふうなことがございますが、前文を設ける場合にはどのようなことを盛り込むかというところを検討していくというところで、「条例の方向性の検討」の「条例制定の目的をどう考えるか」の議論で出ていたような事項を盛り込んでいくことになるのかなというふうには考えておるところでございます。

次に、「目的」でございます。「条例の方向性の検討」の「条例制定の目的をどう考えるか」の考え方の議論で出たような事項について、どの程度盛り込むか、どこに主眼を置くかというところで、先ほどの議論にも通じるところかと思えます。先ほどの「森林づくり条例」とのリンクにつきましては、この部分で表現するというふうな方法もあろうかと思えますし、あるいは前文ですとか、基本理念部分で表現することもあり得るのかなというふうに考えておるところでございます。

次に、「定義」の規定ですけれども、どのような用語について定義するかというところですが、これは今後、検討会での調査とか検討が進んでから決めていくことになるのかなというふうに考えております。条例の対象としまして、先ほどの県産材とか、その辺の定義ですけれども、ここについても先ほどの議論を集約していく中で検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

それから、「基本理念」でございますけれども、これも先ほどの「条例の方向性の検討」の目的の部分での議論で書かせてもらったようなところ、その辺を盛り込んでいくというふうなことになるかというふうに考えております。

裏面をご覧いただきたいと思えます。「責務」とか「役割」の規定でございます。ここについては、「県の責務」としてどのようなことを規定するかというところで、他県の条例におきましては、施策の総合的かつ計画的な策定・実施、関係者との連携・協力などを定めている場合が多いというところがございます。

2つ目が「県民（等）の責務・役割」、この「等」というのは一般の事業者というふうな形になるかと思えますが、どういうことを規定するかというところで、他県の条例では、県産材の積極的な利用ですとか、県の施策への協力などを定める場合が多いというところがございます。

3つ目が「関係事業者」としまして、林業事業者ですとか、木材産業事業者、建築関係事業者等の責務・役割というところですが、どのようなことを規定するのか、それから規定の仕方といたしましては、「関係事業者」という形で一括して規定をするというふうな方法もあるかと思えますし、それぞれの主体によって役割なり、責務を書き分けるというふうなこともあろうかというふうに考えられます。主体ごとで書き分ける場合につきましては、「川上」ですとか「川中」に関係する主体の役割とかにつきましても規定するかどうかというところになるかと思われま。主体ごとに分けている他県の条例では、主体ごとの特性に応じた役割とか責務ということであるとか、あるいはその県の施策への協力を定めるというふうな場合が多いかなというふうに考えております。例えば、木材産業事業者であれば、県産材の有効利用及び安定供給などが役割として定められているというふうな例がございます。

それから次の点ですが、「市町」について責務・役割規定を設けるかどうか、設ける場合は、県と市町との対等な関係に鑑みて、どのような規定とするかというところでございます。「市町の責務（役割）」とするか、あるいは「市町に対する支援」又は「市町に対する協力」、これは県がする支援であるとか協力というふうなことになるかと思いますが、そういうふうな規定の仕方があろうかというふうに思われます。

それから、最後の点ですが、「県」、「県民（等）」、「関係事業者」、「市町」以外の主体の責務・役割規定を設けるかどうか。例えばですけれども、「森林所有者」ですとか、「森林組合」の責務・役割規定を設ける必要があるかどうか。また公共施設等のうちで学校施設を重視するのであれば、「教育関係者」の責務・役割規定を設けるといことも考えられるところでございます。

次に、「理念の実現を担保するための規定」でございますけれども、そういう規定を設けるかどうか、設ける場合には、どのような規定を設けるかどうかというところでございます。他県の条例を参考にいたしますと、こういう理念の実現を担保する規定としましては、1つ目としまして「計画とか指針の策定」、2つ目としまして「推進体制の整備」、3つ目としまして「施策の実施状況の公表」、4つ目としまして「財政上の措置」というふうなことを決めている例がございますので、そういうことが考えられるのかなというふうに思われます。

※印ですけれども、「計画・指針の策定」を規定する場合ですと、対象となりますのは新たな計画とか指針というふうなわけでもなくて、例えばですが、既存の「三重の森林づくり基本計画」でありますとか、「みえ公共建築物等木材利用方針」を位置付けるということも考えられるところかというふうに思われます。説明は以上でございます。

田中座長

ありがとうございました。本日は時間が限られておりますので、次回以降の検討会で、ただ今説明のあった条例の総則的部分の検討事項について、具体的に議論を進めていくこととしたいと思います。

その際、正副座長において、これまでの条例の方向性についての議論や、他県の条例等を踏まえ、今回ご提示した検討事項に沿って、条例の総則的部分の「たたき台」となるような資料を用意させていただき、それに基づいて議論を進めていただければと考えております。

その「たたき台」となる資料の作成に当たって、現時点で、条例の総則的部分の検討事項について、何かこれだけは言っておきたいということがありましたら、ご発言をお願いいたします。また、資料3について、事務局等に確認したいことがありましたら、それも含めてお願いをいたします。それでは、ご意見ございます方、お願いいたします。

今井委員

総則的というのは、資料3のこと全部についてでよろしいですかね。今いただいた参考資料の奈良県なんかもちよっと見ながらなんですけれども、この資料3の裏面のほうの「責務・役割」のところで、「市町」について設けるかどうかというのがあると思います。奈良県のものを見る限り、僕がぱっと中身を見ただけなんで申し訳ないんですけど、何か所か「市町村」というのが出てくるのかなと見えましたが、「市町村の役割」とかはちよっと載っていない。項目として出てきている形ではなさそうなんです。個別に「市町村に対する支援」というのが1つ出ているんですけど、市町が木材利用促進についてどういう事業等をやられているのかというのが正直わからないので、何かその辺をちよっとまた、各市町が木材利用促進とか、森林づくりとか、当然、森と緑の県民税の市町の事業もあるので、いろいろやってもらっていると思うんですけども、もし今後役割とかを書くのかどうかも含めて、現状、市町は木材利用促進に絡むことでどういったことをやっていたかというのを、もし資料等でいただけるとありがたいですね。奈良県はちよっと「市町の役割」までは書いていないような気がいたしますので。

田中座長

ご意見、ありがとうございます。市町の役割等についても、次回の会議までにご留意させていただくよう努力をさせていただきます。

杉本委員

今、提案していただいているのは総則的部分のところですよ。それで、奈良県のほうを見せていただくと、第1章が「総則」です。第2章が3ページで、「県産材の安定供給及び利用の促進に関する基本的施策」というふうになっているんです。なので、議論の進め方として、案として総則を作り、2章をやって、もう1回戻るというやり方もできると思うんですけども、どうなんですかね。総則を先に作って、そこで出てきたやつを後で第2章としてまとめるというか、進め方としては、何らかの進め方をしないとあかんと思うんですけども、総則を先にやるということなのか、案の段階なのでいいのかなと思うんですけども、妥当なのかどうかというのがちよっとわからないんですけど、その辺のお考えをちよっと聞かせていただければ。

袖岡政策法務監

まず、先ほどの、ちよっと話が戻るんですが、そもそもどんな種類の条例を制定するかというふうな話の中では、特に類型にこだわる必要はなくて、今後内容を詰めていくというふうな話があったかと思われ。その中で、両方に共通するのが、今回、ご提示しましたような具体的な項目かなというふうに考えておまして、それをご議論いただく中で、今後やっぱり施策的な、こういうことも入れたほうがいいよねというふうなお話があったら、そういうことも議論していくことになるかとは思いますが、まずはこの総則的な部分をご議論いただければどうかなというふうなこ

とで、資料を作らせてもらった次第でございます。

杉本委員

わかりました。ということは、総則部分は話しながら、こんな施策があったらいいですよとかいうことも意見として言わせていただきながら、総則部分の議論をしていくということよろしいですか。そんな進め方で、座長、よろしいですか。

田中座長

はい。私はそれでいいと思いますけど、袖岡法務監、何かあれば。

袖岡政策法務監

それで結構かと思えます。

中瀬委員

これから議論をいろいろ進めてく中で、その定義の部分があって、この中にも書いてありますが、「県内産」とはという、一番初めの「県内産」という定義だけは、できるだけ早く決めておいたほうがいいんと違うかなと思います。県の森林づくり条例では、もう「県内産」とはときっちり決まっていますが、この検討会では決まっていませんので、後の運用は後でいいと思うんですが、その定義のところだけは早く決まればというふうに思います。

田中座長

はい、ありがとうございます。定義を含めて、県内外調査をしてからというご意見も前回までにあったように思うんですけども、その辺はご意見ありましたらよろしくお願いします。定義を早くしてはどうかというご意見をいただきましたけれども、皆さん方のこれまでの意見の中では、県内調査、県外調査をしてから、いろんな方向付けを決めたらどうかという意見があったと思うんですが、現時点では県内、県外とも決まっていないというふうに思うんですけども、そこら辺はいかがですか。

今井委員

中瀬委員の言われるのももつともで、大事なことだと思うんですけども、「県内産」というのが、今回のこの条例で、これまで出てきた「県内で生産されて、県内で加工されたもの」、そして先ほどもありました、南北に長い中で「隣接する他県から入ってきて、県内で加工されたもの」、これはどういう扱いになるか、条例にもどこまで盛り込むかということもあると思うんですが、通常で「県内産」というと、「県内で産出されたもの」かなと思うんですけども、一つ一つの言葉だけやったら、「県内で生まれ、県内で加工されたもの」、「県外で育ち県内で加工されたもの」、「外国から入ってきて、県内で加工されたりしたもの」ということで、一つ一つはわかるんで

すけど、この条例の中で「県内産」というのをどういうふうに定義付けていくかというのは、座長が言われたように、これから県内、県外調査等、また、条例をどのようなものにしていくかという中で、定義も決まってくるんじゃないかなとは思いますが。ちょっと理解が悪かったら申し訳ないんですけど、大事なことだとは思いますが。

田中座長

はい、ありがとうございます。できるだけ早く定義の部分が決められるように、また考えて進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

西場委員

今、中瀬委員のおっしゃられたことは、「県産材」という言葉の定義という意味ですか。それとも、県産材条例における、その対象がどこまで含まれるかという定義ですか。どちらを言われていますか。

中瀬委員

もともと県の森林づくり条例の中にある「県産材」というのは、県でとれたということが明確になっていると思うんです。いろいろ他県の条例などを見ると、条例の中にも「県内産」とはという定義的なことだけが出てきているんです。後の運用方法は考えられるんです。「県内産」とはこういうものなんだけど、「県産材」とはまた別にあると思うんです。なんというか、基本的な考え方はあって、その運用方法は若干違うところがあるかわからないので、そこら辺のことをちょっと分けて考えたほうがいいんじゃないかなと思います。「県内産」と決めたら、「県内産」しか使ったらあかんと違って、「県内産」の定義はあるけれども、運用としてはいろんな方法があるだろうと思います。

西場委員

もう一遍確認ですが、そうすると、この条例で「県内産」はどの範囲を含めるかを早く決めてほしいという理解でよろしいですか。

中瀬委員

例えば、三重県産材利用促進条例の中に入る「県内産」とは何かということです。

西場委員

わかりました。そういう意味ですね。

田中座長

はい、よろしいでしょうか。それでは、次回以降の検討会までに、委員の皆様方には、条例の総則的部分の検討事項について、お考えを深めてきていただければという

ふうに思います。

もう1時間ほど経って来ましたけれども、もうしばらくでございますので、引き続いて検討会を進めさせていただきます。

次回の第8回検討会では、県内調査の日程と調査先についてご協議をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。先ほど7月ということでご了解をいただいたというふうに思いますし、どこだという場所的にも具体的な事例も言っていたわけですが、後ほど委員協議のほうで具体的な件につきましては触れさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の第8回検討会の日程につきましては、後ほど委員協議の中でご協議をお願いしたいと思います。

本日の議題は以上です。他に委員の方からご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいですか。なければ、これで本日の会議は終了いたします。なお、この後、委員協議を行います。委員の方は、着席のままお待ちください。委員以外の方は、退出をお願いいたします。